

特別障害者手当のしおり（令和7年度）

荒川区障害者福祉課

1. 特別障害者手当とは

20歳以上の方で、著しい重度の障害のため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給される手当です。

2. 対象

20歳以上の方で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① 表Aの障害が2つ以上該当する方
- ② 表Aの障害が1つあり、かつ、表Bの障害が2つ該当する方
(ただし、表Aと表Bで同一の障害については、1つの障害とみなします。)
- ③ 表Aの③～⑤のいずれかに該当し、日常生活動作において、常時、特別な介護を必要とする人
- ④ 表Aの⑥に該当し、絶対安静の状態の人
- ⑤ 表Aの⑦に該当し、日常生活能力において、常時、特別な介護を必要とする人
(肢体不自由により日常生活動作に特に著しい制限がある方など)

ただし、次のいずれかに該当する場合は手当の受給（申請）ができません

- ① 障害者総合支援法で定める障害者支援施設などに入所されている方
- ② 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所されている方
- ③ 病院、診療所又は介護老人保健施設に継続して3か月を超えて入院されている方
- ④ 本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている方

<表A>

- ① 視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの、又は視力の良い方の眼の視力が0.04、他方の眼の視力が手動弁以下のもの
ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- ② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くものもしくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑦ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

<表B>

- ① 視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
- ② 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- ③ 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- ④ そしゃく機能を失ったもの
- ⑤ 音声又は言語機能を失ったもの
- ⑥ 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの
- ⑦ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢の全ての指を欠くものもしくは一上肢の全ての指の機能を全廃したもの
- ⑧ 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の1/2以上で欠くもの
- ⑨ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- ⑪ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

3. 所得の制限

特別障害者手当には、所得制限があります。受給者（申請者）の所得が所得限度額を超える場合や、受給者の配偶者・扶養義務者の所得が所得限度額以上であるときは、手当は支給されません（所得が制限額以下になった年の翌年の8月分から支給されます。）。

特別障害者手当における所得額のみかた

・住民税の課税対象となる所得額（給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、合計金額から10万円を控除した額）から、下記控除額表の控除額を引いた金額で判断します。

なお、障害者本人が障害年金、遺族年金等の公的年金を受給している場合、当該給付費は所得に算入されます。

諸控除一覧表

控除の種類	控除額		備考
	申請者本人	配偶者・扶養義務者	
当該雑損控除額	相当額	相当額	
医療費控除額	相当額	相当額	
小規模企業共済等掛金控除額	相当額	相当額	
配偶者特別控除額	相当額	相当額	最高33万円
社会保険料控除額	相当額	8万円	
障害者控除（本人）	－	27万円	
障害者控除（扶養親族・扶養配偶者）	27万円	27万円	
特別障害者控除（本人）	－	40万円	
特別障害者控除（扶養親族・扶養配偶者）	40万円	40万円	
寡婦控除	27万円	27万円	
ひとり親控除	35万円	35万円	
勤労学生控除	27万円	27万円	

※ 扶養義務者とは受給者と生計を一つにしている父母・祖父母・曾祖父母・子・孫・曾孫・兄弟姉妹（血族）のうち最多収入者。単身赴任、二世帯住宅等形式的に世帯を分けていても、生計を一つにしている場合は同一世帯として扱います。

控除後の金額が、下記所得制限限度額表にある金額よりも少ない場合は、手当が支給されます。

所得限度額（単位：円）

扶養親族等の数	申請者本人	配偶者又は扶養義務者
0人	3,604,000	6,287,000
1人	3,984,000	6,536,000
2人	4,364,000	6,749,000
3人	4,744,000	6,942,000
4人	5,124,000	7,175,000
5人	5,504,000	7,388,000

※ 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族、控除対象扶養親族（16歳未満）又は特定

扶養親族（１９歳以上２３歳未満）があるときは、上記の限度額に次の金額が加算されます。

- （１） 申請者本人の場合は、
 - ① 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族１人につき１０万円
 - ② 控除対象扶養親族又は特定扶養親族１人につき２５万円
- （２） 配偶者又は扶養義務者の場合は、老人扶養親族１人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち１人を除いた老人扶養親族１人につき）６万円

４．手当額

月額：２９，５９０円（令和７年４月１日現在）

※手当額は物価スライドにより改定される場合があります。

５．申請手続の方法

次の書類を添えて、障害者福祉課の窓口に提出してください。

- ① 所定の診断書等（荒川区障害者福祉課の窓口に備えてあります）
- ② 身体障害者手帳、愛の手帳（お持ちの方）
- ③ 年金振込通知書等（各種年金を受給されている方）
- ④ マイナンバーカード又は通知カード（配偶者、扶養義務者も必要な場合があります）

※その他、戸籍の謄本又は抄本、所得の証明書などが必要な書類があります。

６．認定・支給方法

提出された書類を審査し、荒川区が認定の可否を決定します。

認定されると申請のあった月の翌月分から毎年２月、５月、８月、１１月にそれぞれの月の前月までの分を受給者本人名義の預金口座に振り込みます。（例：８月に、５月から７月までの３か月分を支給）

７．受給後の手続

次のような場合は、障害者福祉課の窓口に出向してください。

- （１） 毎年８月以降引き続き手当を受ける資格を延長するとき・・・現況届
毎年、案内文書をお送りしますので、期日までに必要書類を添えて提出してください。
- （２） 有期認定期間の期限が切れるとき・・・診断書
提出期限前に案内文書をお送りしますので、診断書を提出してください。提出された診断書を審査し、受給資格の有無を決定します。
- （３） 氏名や住所が変わったとき・・・受給資格者異動届
主な例は次のとおりです。このような場合は届出が必要であるため、お問い合わせください。
 - ① 荒川区外に転出されたとき
 - ② 荒川区内で住所を異動されたとき
 - ③ 死亡されたとき
- （４） 手当を受ける資格がなくなったとき・・・受給資格喪失届
主な例は次のとおりです。このような場合は届出が必要であるため、お問い合わせください。
 - ① 障害者総合支援法で定める障害者支援施設などに入所されたとき
 - ② 病院、診療所又は介護老人保健施設に継続して３か月を超えて入院されたとき
 - ③ 障がいの程度が軽くなったとき

届出をしないまま手当を受給された場合は、手当の受給資格がなくなった月の翌月から過払いとなり、その期間に受給された手当の返還をしていただくことになりますので、お気をつけください。

８．お問合せ先

〒116-8501
東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区福祉部障害者福祉課 特別障害者手当担当
TEL03-3802-3111（代表） 内線 2691・2683